

教育福祉学の学的性格

——必修科目「教育と福祉」の講義から——

農野 寛治 長瀬 美子

キーワード：教育福祉学、相違性、類似性

1. 教育福祉学における「教育と福祉」の位置づけ

筆者たちの学部では、教育福祉学科として改組して以降、新たな学問領域の構築を追求している。新たな学問領域を切り広げるためには、知の体系化とそれを貫く価値理念が求められるが、何よりも新たな学問領域を創造しなければならない必然性を明示する必要がある。この点について、筆者たちの問題意識は、以下のようなところにある。高度に知識化され複雑化した現代社会において、既存の学問領域を越えて総合的で実践的な学問の誕生が求められている現場は多い。教育福祉学という場合、保育と幼児教育、または障がい児教育における社会福祉との連携といったように、子どもの教育領域に焦点が当てられていることが多いようである。しかし、筆者たちは、もう少し幅広く、社会の中の人間の成長発達と社会の発展のためには、教育と社会福祉の営みが重要なものであって、しかも各々の領域の知見や技法だけでは対処できない問題が散見されているという認識をもっている。そして人間が生活をしている現代社会の多彩な問題に対応できる体系的な知とそれを貫く価値理念を築き挙げようとしている¹⁾。なお、「教育福祉学」という名称に関する筆者の見解は、次のようなものである。社会福祉の基本的

な性格は「援護・育成」²⁾にあるとされている。ソーシャルワークを体系づけた M. E. リッチモンドは、パーソナリティの発達という命題³⁾を置き、さらに現代ではエンパワメントという概念が生まれてきている。人に向かいあい、その人のパーソナリティを伸ばし、生きる力を引き出すことを中心に据えながら、人を育てていくことが時代の要請であろう。ここに、なぜ、「福祉教育学部」ではなく「教育福祉学部」なのかという意義があると筆者は考えている⁴⁾。しかし、既存の「教育学」による人間への育成実践をさらに力強いものにしていくためには、つまり人々の生きる力を引き出すためには、「社会福祉学」のもつ「人がその生活している環境と相互作用している接点」への介入という視座を導入し、事象に対して多角的な見方を組み込む必要もある。このような問題意識を学生たちと共有すべく、筆者たちは「教育と福祉」という科目については、ふたつの学問のコラボレーションを基礎づける汎用性のある「原論」として育てたいという大胆な試みに挑戦している。

2. 教育学と社会福祉学の視座・その相違性

どのような学問であれ、研究の対象とその対象を見つめる独特な視座をもつ。筆者たちはまず、

教育学と社会福祉学それぞれに独特な視座を再確認する作業をおこなった。そして「教育と福祉」の授業においては、その初期にこの双方の視座の相違性理解という内容を置いた。

さて、教育と社会福祉のそれぞれ独特な視座を踏まえて、その相違性を挙げるとすると、次のようなものがあると筆者たちは考えている。

①機会均等と反射的利益を基点とした相違性

義務教育における機会均等という考え方と、社会福祉における反射的利益⁵⁾という考え方は、それぞれに独特の視座である。「機会均等」の考え方は、日本国憲法 26 条と「教育の憲法」と呼ばれる教育基本法第 4 条（2006 年改正により第 4 条に。改正前は第 3 条）に「教育を受ける機会の保障」として明記されている。教育基本法の制定により、人間の発達権利であり、そのためには教育が不可欠であること、つまり「教育への権利」が基本的な人権であることが明確に示されたといえる⁶⁾。しかし一方、長い期間、学校教育法第 18 条「就学義務の猶予・免除」条項によって、障がいをもつ子どもの就学が制限されてきたことも事実である。その後、「養護学校（現・特別支援学校）義務化」という形で機会均等の実現が図られてきた経緯がある⁷⁾。

このように教育は、その歴史的展開において、国力の維持発展であり国策と深くかかわりながら、その存在が問われてきたのに対して、社会福祉では戦後六法の制定以降、新たな社会問題に対応すべく、いわば反射的利益の拡大というかたちで法的整備が行われてきた。社会福祉では、残余的モデル⁸⁾という考え方があり、また大河内一男や孝橋正一が構成したように、社会福祉は労働力の疲弊を予防し、保全を図るという国家政策としては消極的な存在意義が問われてきた。そして教育、中でも義務教育に関しては、授業料は徴収しない、教科書は無償に現れているように、国の責任が前提とされているが、社会福祉では公民協

働、特に社会的費用における効率化が叫ばれて以降、福祉多元主義⁹⁾という潮流が押し寄せ、たとえばそれは近年のわが国の高齢者福祉施策や保育施策に顕著に見られてきている。

②レディネスとニーズを基点とした相違性

次に、個人の努力と能力に着目する教育と個人の努力と能力を越えた生活問題に着目する社会福祉という相違性がある。教育は、一人ひとりに対しては潜在的能力の開花という「発達保障」を、社会にとっては次世代の育成を通じた社会発展への寄与という、独自でありながら深くかかわりあった二つの役割をもっている。そのため、常に教育は、その時々々の社会的要請を受けながら「どのような人間に育てるか」「どのような能力を獲得させるか」という方向性を明確にもっていなければならないし、同時に、個々の現在の姿をその時々々の目標に向けて導くために必要な内容と方法を精選し、実践しなければならないのである。そこで必要になってくるのが、個々のレディネス (Rediness) を見極めることである。

社会福祉では、社会が積極的に関与することが妥当であると認められる個人のニーズ (Needs) を、人と環境とを全人的 (ホリスティック)¹⁰⁾に理解するなかで見極め、その相互作用の接点に介入し実践するという側面で理解することができる。よって教育においては、発達の道筋を押さえ、適宜な時期を設定し、どのような能力を開花させるのかという枠組みが置かれていく。一方で社会福祉については、その時代、その社会の中において散見される生活問題に対して、社会で合意できる問題を抽出し、その問題に対処しうる制度や方策を生み出していき、いわば枠組みの新たな創設 (反射的利益の拡大) によって進展してきた。

3. 教育学と社会福祉学の視座・その類似性

一方、これら双方の学問の類似性はどこにあるのかということであるが、この点については下記のようなものがあると考えている。

①人が人に直接かかわる、そのかかわり方に専門性がある。

教育も社会福祉も人間を対象とする実践的学問である。医学のように、人間のある特定の側面に着目し、その部分に特化した知識と技法を高度に磨いた学問というより、多面的である人間同士の関係性の持ち方そのものに専門性があるような学問は、そう多くはない。これは臨床心理学においても同様のことがいえるが、ここに当学部が教育学、心理学、社会福祉学の三位一体をなしているということの意味がある。そして、意志のある存在としての人間同士の相互作用を、どのように成立させるかという実践の中に、「教育」と「福祉」が「目指すもの」と「力」がある。これは前述の「かかわり方」の内実をより深く考えた場合、教授する者と学ぶ者、幸せを追求する者と寄り添う者との間にある相互作用のあり方が、教育と社会福祉の実践成果を左右するものであるといえよう。

②人間の主体的側面に着目しながら実践する。

これは前述のレディネスとニーズといったように着目点の相違性で捉えたものが、実はともに人間の主体的側面に着目しているという点では類似性としても把握できるものと考えられる。教育は、親や教師といった先行世代が、次世代である未熟で発達途上の子どもたちに働きかけ、「わからないことをわかるようにする」「できないことをできるようにする」ことだと思われがちである

が、そこでは子どもたちの主体性が不可欠である。そのことは、教育学が人間を、環境に主体的に働きかけ、それを変革することを通して自らも変化・発展＝発達する存在ととらえるという基本的な理念と合致している¹¹⁾。すなわち、いかに「すぐれた」内容と方法が子ども目の前に提示されても、子ども自身がそれに関心と意欲をもち、自ら主体的に働きかけることなしには発達はひき起こされないのである。子どもたちの主体的参加なしに、だれも「わからないことをわかるようにする」「できないことをできるようにする」ことはできない。発達の主体はあくまで子ども自身であり、教育という営みは、内容の選択、環境の設定、方法の工夫、援助などを通して、子ども自身が「わからないことがわかるようになる」「できないことができるようになる」ための手助けをする役割を担っているのである。

社会福祉の視点から言えば、岡村重夫¹²⁾は、人間が社会諸制度と関係を取り結びニードを充足している社会関係の主体的側面に着目し、社会生活の基本的欲求を切り出した。そしてそこには、生活上の要求と役割の遂行という二重性を持った社会関係が結び結ばれていなければならないという。よって、社会制度が社会成員に対して持つ役割期待に応答するように行動できるということが「適応」や「機能」のための前提となる。その場合、社会的役割の要求に応答していくために、主体としての個人の能力条件を修正し高めることも必要である。ここにひとりひとりの人間の主体的側面を捉えながら取り組んでいく、生きる力を与え、生きる力を引き出す教育と社会福祉との類似性を見いだすことができる。

ただし、社会成員が関与する社会諸制度は、単一の関係性で成り立っているものではなく、医療や教育、労働などの諸制度が関連しながら機能しているものでもあるため、そこには当事者の主体という側面から見て、全体の調和・均衡の保持と

いう視座を持つ必要がある。また一方では、社会が用意している資源量の不足や機能不全などによって「個人の主体的条件とは無関係な社会制度自体の機能的限界のために、個人が社会関係を欠損する事態が起こるのである」¹³⁾から、社会制度の側から要求している内実（客体的側面）も再検討をする必要がある。今、さまざまな課題を抱えた子どもたちへの適切な教育のあり方や従来の社会制度が疲弊している中で起きている生活諸問題に対し、人を護る条件整備と人の能力を伸長するための働きかけが求められている。まさに、それは個々の特性と主体的側面、置かれている環境や状況に着目しながら、これら教育と福祉のデュアルフォーカスによる取り組みが必要であろう。

4. 講義の構成

前述のように、教育学と社会福祉学のそれぞれ固有の相違性と類似性について、現時点での考察を踏まえて、授業を展開していくが、両者のコラボレーションの効果について、またさらにその中で汎用性のある原理を押さえるまでには至っていないというのが正直なところである。それで、授業の中では各論的に具体的な事象を取り上げて論じることにしている。それらは、幼児教育と保育という分野に対する理解であり、また障がい児への教育や療育という分野、さらには児童虐待という問題を、そして人間の自立というテーマである。これらのテーマに対して、教育と社会福祉はどのように捉えるのかといったこと、そして双方がコラボレーションすることの意義について考える授業を試みてきている。

講義を重ねる中で、担当者自身は、それぞれの学問の独自性を強く意識するようになってきている。学生からも「同じように考えていた教育と社会福祉には独自性があることがわかった」などの声が聞かれるようになった。独自のアプローチを

もつ教育と社会福祉が連携することの必要性に対する理解もできてきているように感じられる。その反面、両者の類似性については十分に語り切れておらず、理解が十分つくれていないように思われ、これからの課題であると感じている。これらの詳細については、次回以降の拙論で展開していきたい。

注

- 1) この意図では、愛知県立大学教育福祉学部の理念として掲げられている「人の生涯にわたる「発達と尊厳」をいかに保障するのかという問題は、現代の教育と福祉に向けられた重要な課題です。教育福祉学部は、この「発達と尊厳」を保障するための研究・教育を行う学部であり、教育発達学科と社会福祉学科の2学科で構成されています。」とは当学部が追求しようとしているものに近い。
http://www.aichi-pu.ac.jp/ninnkago/gakubu/new_intro/new_kyoikufukusi.html
- 2) 1950（昭和25）年当時の内閣総理大臣の諮問機関である社会保障審議会は、「社会保障制度審議会勧告」において、「社会福祉とは、国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童その他援護育成を要する者が、自立してその能力を発揮できるよう、必要な生活指導、更生補導その他の援護育成を行うこと」としている。
- 3) M. E. リッチモンドは、“What is Social Case Work? An Introductory Description” 1922. において、「ソーシャルケースワークは、人間とその社会環境との間を個別に、意識的に調整することを通して、パーソナリティを発達させる諸過程からなっている」としている。
- 4) もっとも、「福祉教育」という場合には、たとえば、個人の尊重と共生という理念のもと、社会連帯の態度を涵養する教育という、別の意味がすでに立てられている。
- 5) 反射的利益とは、法律用語で、法令や施策が公益を考慮して定められ、行為された結果、第三者としての個人への利益は、事実上反射的に付与されるだけであると考えられるものである。
- 6) 堀尾輝久『教育の自由と権利—国民の学習権と教師の責務—』青木書店、1975年参照。
- 7) 2006（平成18）年の教育基本法の改定により、第

4条「教育の機会均等」の中に、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じることが明記された。

- 8) ウィレンスキーとルポーは、社会福祉の制度を資本主義社会との関係において、制度 (institutional) 的なモデルと、残余 (residual) 的なモデルを考えた。残余的なモデルでは、市場や家族など既存の諸資源の供給構造が崩壊する時にのみ発動する制度としてとらえる。一方の制度的モデルでは、現代産業社会の典型的な第一線の機能を果たす制度としてとらえる。
- 9) 福祉多元主義 (welfare pluralism) とは、イギリスで公表された「民間非営利組織の将来」通称・ウルフェンデン報告 “The future of Voluntary Organization” 1978 によって明確に示された考え方で、社会福祉サービスの供給主体を①公的部門 (public sector)、②民間営利部門 (private sector)、③民間非営利部門 (voluntary sector)、④インフォーマル部門 (informal sector) の4つのそれぞれの主体が独自の機能と目的を持つことを前提に、これら公私の社会資源を検討しながら、効率的な福祉サービスの供給体制を模索するという考え方である。これは公的責任の縮小をめざす「小さな政府」指向へと政策転換が図られていくという側面と、供

給主体の多様化に伴う利用者選択機会の拡大、住民参加や地方自治の民主化、官僚主義的な行政機構への挑戦といった側面も生み出していくと考えられている。

- 10) ホリスティックという語の原意 whole には、まるごとの、損なわれていないという意味もある。近年の社会福祉実践では、システム理論や生態学の知見を援用して、当事者が置かれている環境や状況を、まるごとに見て、逆機能 (不調を起こしている・損なわれている) を起こしている部分と全体の双方を視野に入れて理解するようになっていく。わが国の憲法第25条にある「健康で文化的な」は、英文では All people shall have the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living となっているが、このような理解からは、「健康で」はもう少し広い文脈で理解する必要もあるのではないか。そして、このような生活理解の視座は、社会福祉独特のものであって、また教育とのコラボレーションを考えたときに、その結節点のひとつとして考えられる。
- 11) 勝田守一編『現代教育学入門』有斐閣書店、1975年参照。
- 12) 岡村重夫、『全訂 社会福祉学総論』、柴田書店、1958年。
- 13) 岡村重夫、前掲、p. 150